困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく大阪府基本計画の改定について

資料1－３
女性支援専門分科会関係

大阪府 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（大阪府女性支援基本計画）策定の経過

・女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。
　→困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援法」）が令和４年５月に成立。
・女性支援法等の内容を受け、困難な問題を抱える女性への福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開するため、大阪府においても令和６年３月、女性支援法第８条に基づき、大阪府女性支援基本計画を策定。
（対象期間：令和６年度から令和８年度までの３年間）

基本目標（令和６年度～令和８年度）

■基本目標
（１）女性相談支援員の配置などによりすべての市町村で女性相談機能の構築を促進
　【目標】女性相談支援員の配置市数　全33市
　〔現状〕令和８年度当初 27市町村（令和５年度 14市）
（２）女性相談支援員の任用後６か月以内の初任者研修受講及び中堅職員研修の充実
　【目標】任用６か月以内の初任者研修受講　100%
　〔現状〕令和７年度時点受講率　100%
（３）女性支援に必要な関係者や支援者が参画する会議（支援調整会議）の開催を促進
　【目標】市町村支援調整会議の開催市町村数　16市（町村）
　〔現状〕令和７年度開催市町村数　12市町
（４）市町村（女性相談窓口）における民間団体との連携を促進
　【目標】民間団体と連携する市町村数　16市（町村）
　〔現状〕令和７年度 10市町（令和５年度 ８市）
（５）大阪府及び府内市町村の女性相談窓口を掲載する府ウェブページを開設
　【目標】女性相談窓口を掲載したウェブページの閲覧数　30,000PV
　〔現状〕令和６～７年度閲覧数　7,402PV
　配偶者暴力相談支援センター（府及び市町村）の認知度の向上
　【目標】配偶者暴力相談支援センター（府及び市町村）の認知度 25%
　〔現状〕令和６年度調査 20.3%（令和元年度調査 20.0%）

具体的な取り組み

（１）支援対象者の早期把握（アウトリーチ等）
　・民間団体と連携した、SNS等を活用した早期把握　等
（２）気軽に立ち寄ることができる居場所の提供
　・民間団体が実施している居場所提供の取組みの周知　等
（３）適切な相談支援
　・市町村への女性相談支援員の配置促進　等
（４）一時保護の充実
　・スマートフォン利用制限・外出制限を緩和した一時保護の開始　等
（５）被害回復支援
　・女性相談センター一時保護所への心理担当職員の配置　等
（６）日常生活の回復支援
　・一時保護を経て施設入所する支援対象者への個別ケース支援調整会議の開催　等
（７）同伴児童等への支援
　・一時保護中の児童に対し、学齢に応じた学習支援を実施　等
（８）支援対象者に寄り添った自立支援
　・DV被害者等自立生活援助事業による自立支援　等
（９）アフターケア
　・大阪府立女性自立支援センターにおいて、退所者自立支援事業等の支援を実施 等

計画の検討状況及び今後のスケジュール

・大阪府女性支援基本計画の検討に際し、助言をいただくことを目的として、大阪府社会福祉審議会に「女性支援専門分科会」（以下、「分科会」）を設置（令和５年８月設置）。
・計画の改定に向け、令和７年度から分科会による検討を開始。
・令和７年度及び令和８年第１回分科会において、市町村及び民間団体へのアンケート調査の内容について検討し、令和８年６月に発出。アンケート調査においては、女性相談支援員の配置状況や女性相談窓口の体制、関係機関との連携状況等について確認しており、今後アンケート結果の分析を行ったうえで、計画の改定案について、分科会で検討を行っていく。
・国の基本方針を踏まえ、改定後の計画期間は令和９年度から令和13年度までの５年間とする。※現計画の計画期間同様、政策的に関連する「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に計画期間を合わせる

（令和８年度中に３回分科会を開催し計画改定案を検討し、３月に計画改定予定）